２　収益の額は、施行規則第14条第１号イ及びロ並びに第２号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務ごとに、施行規則第40条の３又は第40条の５の規定により提出した第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価から、別表第10の１の科目ロ及びハ並びに３及び４の科目の控除対象原価の内容の欄に係る原価を差し引いたものを、同第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価で除して得た数値に、同第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業収益の額を乗じて算定すること。

［３～６　略］

別表第１の２（第６条関係）　第７条第５号に規定する事項

［略］

役務の細目	他人資本費用	自己資本費用	利益対応税	合計
１　施行規則第14条第２号イに掲げるもの				
２　施行規則第14条第２号ロに掲げるもの				
合　計				

［注１～16　略］

別表第２（第６条関係）　第７条第１号及び第２号に規定する事項

［略］

都道府県	単位料金区域	局	アナログ加入者回線数	うちワイヤレス固定電話回線数	加入者回線単価	緊急通報役務原価

［注　略］

２　収益の額は、施行規則第14条第１号イからハまで及び第２号イからハまでに規定する第一号基礎的電気通信役務ごとに、施行規則第40条の３又は第40条の５の規定により提出した第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価から、別表第10の１の科目ロ及びハ並びに３及び４の科目の控除対象原価の内容の欄に係る原価を差し引いたものを、同第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価で除して得た数値に、同第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業収益の額を乗じて算定すること。

［３～６　同左］

別表第１の２（第６条関係）　第７条第５号に規定する事項

［同左］

役務の細目	他人資本費用	自己資本費用	利益対応税	合計
１　施行規則第14条第２号イに掲げるもの				
２　施行規則第14条第２号ロに掲げるもの				
３　施行規則第14条第２号ハに掲げるもの				
合　計				

［注１～16　同左］

別表第２（第６条関係）　第７条第１号及び第２号に規定する事項

［同左］

都道府県	単位料金区域	局	アナログ加入者回線数	加入者回線単価	緊急通報役務原価

［注　同左］